三　事業施行期間　自平成二十六年四月十八日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都板橋区小茂根五丁目地内
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都板橋区小茂根五丁目地内

○関東地方整備局告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年四月十八日
関東地方整備局長　深澤　淳志
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第七・五・十四号赤塚公園
三　事業施行期間　自平成二十六年四月十八日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都板橋区赤塚五丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年四月十八日
関東地方整備局長　深澤　淳志
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第五・五・二十八号亀戸中央公園
三　事業施行期間　自平成二十六年四月十八日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都江東区亀戸九丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年四月十八日
関東地方整備局長　深澤　淳志

㈠	道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
㈡	路線名　十六号	二丁目一番一から同市磯子区磯子一丁目一九番一まで	前	二二・五メートル～二五・四メートル	〇・〇四〇キロメートル
			後	二三・七メートル～二五・四メートル	〇・〇四〇キロメートル
㈢	道路の種類　一般国道				
㈣	図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所				

○関東地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年四月十八日
関東地方整備局長　深澤　淳志

㈠	道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
㈡	路線名　十七号	群馬県利根郡みなかみ町湯宿温泉字芹沢二〇八二番一から同町湯宿温泉字鍛冶窪二二七二番五九まで	前	一五・六〇～四四・三〇メートル	〇・〇五五キロメートル
			後	一九・七〇～四四・三〇メートル	〇・〇五五キロメートル
㈢	道路の種類　一般国道				
㈣	図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所				

○関東地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年四月十八日
関東地方整備局長　深澤　淳志

㈠	道路の種類　一般国道
㈡	路線名　二十号
㈢	道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
八王子市大和田町三丁目一〇八番五から同市南浅川町二七九六番一まで	前	A　八・二〇～五三・二〇メートル B　八・二〇～一〇・〇〇メートル	一〇・三九〇キロメートル 九・六一〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八・二〇～五三・二〇メートル B　八・二〇～一〇・〇〇メートル	一〇・三九〇キロメートル 九・六一〇	

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年四月十八日
関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	東京都葛飾区新宿二丁目三四〇番一地先から同区新宿二丁目三二一四番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月十八日

○関東地方整備局告示第二百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年四月十八日
関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十四号	東京都江戸川区松島一丁目一二五三番二地先から同区中央一丁目一二五〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月十八日

○関東地方整備局告示第二百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年四月十八日
関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	群馬県利根郡みなかみ町湯宿温泉字芹沢二〇八二番一から同町湯宿温泉字鍛冶窪二二七二番五九まで	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月十八日